

審 第 9 1 6 号
答 申 第 2 8 3 号
令 和 4 年 7 月 4 日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年12月27日付け教総第〇〇号-1による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第247号

令和元年11月18日付けで審査請求人から提起された、令和元年9月2日付
け教総第〇〇号で行った自己情報開示決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和元年9月2日付け教総第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年8月16日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が情報公開請求とそれに係る処分と不作為について審査請求をした（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号部分開示決定、同日付け〇〇第〇〇号部分開示決定、同年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号部分開示決定）に係る件で作成・取得されたもの一切。千葉県個人情報保護条例50条に基づく苦情相談に係るものも含める。当該開示請求の対象文書も含める。少なくとも、担当課として教育総務課、〇〇教育事務所、生徒指導いじめ対策室、〇〇高等学校を含めて下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県教育庁企画管理部教育総務課（以下「教育総務課」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、「審査請求書の送付について（送付）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号）」（以下「本件文書1」という。）及び「苦情処理・苦情相談記録票の送付について（送付）（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号）」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、令和元年11月18日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和元年12月27日付け教総第〇〇号-1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張してい

る。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。たとえば、教育総務課が、審査請求人の審査請求や苦情処理相談等について同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の個人情報に記載した行政文書の特定が不十分である。少なくとも、考えられるのは、教育総務課が、本件決定で特定された文書を同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の郵便の記録、持参であればその日程調整の記録や復命書等である。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定

実施機関の別の担当課にあたる〇〇教育事務所の担当者によれば、本件開示請求の日に苦情処理・苦情相談記録票を提出したとのことである。そうすると、教育総務課は、同票の收受に係り、審査請求書記載の行政文書を取得・作成したものというべきであり、それに係る具体的な弁明がない以上、本件の文書の特定の判断が妥当なものとは言えない。

イ 教示の不備の違法

通知書において教示を欠いていることから、当然に取り消すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 本件文書の特定及び内容について

ア 本件文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

本件開示請求に係る自己情報開示請求書には、前記2(1)のとおり記載されている。実施機関は、開示請求、開示決定等、審査請求、苦情の処理等について千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱(平成5年10月1日制定。以下「要綱」という。)等のとおり事務を処理しており、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号、同年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号及び同日付け〇〇第〇〇号で行った行政文書部分開示決定並びに条例第50条の規定による苦情の処理に係る行政文書を請

求していると解し本件文書を特定したものであり、本件文書以外に当該請求に係る行政文書を保有していない。

イ 本件文書の内容について

(ア) 本件文書 1 について

本件文書 1 は、法に基づき提出された不作為についての審査請求書及び当該請求書を収受した知事部局総務部審査情報課長が教育庁〇〇教育事務所に送付した行政文書の写しを当該所長が同庁企画管理部教育総務課長に送付した行政文書である。

(イ) 本件文書 2 について

本件文書 2 は、要綱第 7-1 (1) アにより作成された苦情処理・苦情相談記録票及び当該票を当該所長が当該課長に送付した行政文書である。

(3) 弁明の内容について

審査請求人は、前記 3 (1) イのとおり、主張する。

しかし、実施機関は本件開示請求を受けて、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号等で行った行政文書部分開示決定及び条例第 50 条の規定による苦情の処理に係る行政文書を請求していると解し本件文書を特定したものであり、本件文書以外に当該請求に係る行政文書を保有していない。すなわち、審査請求人の主張する本件決定で特定された文書を同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の郵便の記録、持参であればその日程調整の記録や復命書等は保有していない。

したがって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記 2 (2) のとおり、本件文書に記録された個人情報と特定して本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記 3 (1) アのとおり、本件決定の取り消しを求めており、これは、実施機関が特定した個人情報以外に、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記 3 (1) イのとおり、文書の探索が不十分であると主張し、存在する可能性のある行政文書を例示しているため、以下、検討する。

イ 審査請求人は、本件文書を実施機関内でやり取りした際の郵便の記

録、日程調整の記録、復命書等（以下「本件郵便記録等」という。）及び〇〇教育事務所から収受した苦情処理・苦情相談記録票（以下「本件記録票」という。）が存在すると主張している。

実施機関に確認したところ、教育総務課は、実施機関の他の担当課（所）から、開示請求や審査請求、苦情相談に関する文書を送付や持参によって受け取る場合は、送付を受けた郵便の記録や持参する場合の日程調整の記録、復命書等を作成しておらず、さらに、探索をしたところ、本件郵便記録等を見つけることができなかったとの回答があった。

また、本件記録票については、本件文書2として「苦情処理・苦情相談記録票の送付について（送付）（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号）」を特定し、開示しており、開示したもの以外に本件開示請求に係る本件記録票は存在しないとのことであった。

審議会としては、実施機関の説明に特段に不自然、不合理な点はなく、その他本件郵便記録等又は本件記録票が存在するような特段の事情も認められない。

ウ 審査請求人が本件審査請求において例示した文書以外についても、審議会があらためて、実施機関にその保有する文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を実施機関において保有していないとの回答があった。

審議会としては、審査請求人が本件審査請求において例示した文書以外についても、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

（3）結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年12月27日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理

令和2年1月30日	反論書の写しの受理
令和3年3月25日	審議（令和2年度第9回第1部会）
令和3年4月22日	審議（令和3年度第1回第1部会）
令和3年5月27日	審議（令和3年度第2回第1部会）
令和3年6月24日	審議（令和3年度第3回第1部会）
令和3年10月21日	審議（令和3年度第5回第1部会）
令和3年11月25日	審議（令和3年度第6回第1部会）
令和3年12月23日	審議（令和3年度第7回第1部会）
令和4年1月20日	審議（令和3年度第8回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

令和3年度第2回第1部会まで

氏名	職業等	備考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

令和3年度第3回第1部会から

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構研 究開発部教授	部会長
川口 由起子	植草学園大学発達教育学部教授	
桐ヶ谷 敬三	千葉家庭裁判所家事調停委員	
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者